

構造設備の基準

基準		根拠	常設	仮設	臨時	野外	
						A	B
場所	排水が容易に行える場所に設けること。ただし、最下階の床面または床下に防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。	条例 2-(1)	○	○	○	○	○
全体構造等	清掃および排水が容易に行える構造とすること	条例 2-(2)	○	○	○	○	○
	食堂、売店または食品販売設備は、便所の付近その他の不潔な場所に設けないこと。ただし、便所に次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。	条例 2-(4)	○	○	○	○	○
	座布団等を使用する場合は、清潔で衛生的に保管できる設備を設けること。	細則 5-2-(1)	○	○	○	○	○
	適当数の清掃用具および必要に応じ散水用具を備え、これらを清潔で衛生的に保管できる設備を設けること。	細則 5-2-(2)	○	○	○	○	○
	適当数のごみ箱を設けること。	細則 5-2-(3)	○	○	○	○	○
	適当な場所にごみの集積場を設けること。	細則 5-2-(4)	○	○	○	○	○
	入口には、泥土除去用の敷物等を置くこと。	細則 5-2-(5)	○	△	○	○	△
	ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓等に金網等を設けること。	細則 5-2-(6)	○	△	△	△	△
観覧場	舞台等の興行に直接関係する場所を除き、ロビー、食堂、売店、便所等とは、隔壁等により区画すること。	条例 2-(3)	○	○	○	○	△
	階上の観覧場の前端は、階下に不潔な物等が落ちないような構造とすること。	条例 2-(5)	○	○	○	○	△
	1人の占有面積は、いす席または座席(ます席を含む。)にあっては 0.33 m ² 以上、立見席にあっては 0.20 m ² 以上とすること。	条例 2-(6)ア	○	○	○	○	△
	立見席には、入場者の観覧に支障が生じないように手すりを設けること。	条例 2-(6)イ	○	○	○	○	△
喫煙所	喫煙所は、入場者が利用しやすい適当な場所に設置し、煙が観覧場内に流入しない構造とすること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合は、この限りでない。	条例 2-(7)	○	○	○	△	△
空気	観覧場、ロビーその他の入場者が利用する居室には、衛生的空気環境を適正に確保できる機械換気設備(空気を浄化し、その流量のみを調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)または空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度および流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)を設けること。	条例 2-(8)	○	△	△	△	△

構造設備の基準

基準		根拠	常設	仮設	臨時	野外		
						A	B	
照明設備	観覧場、ロビー、便所、廊下、階段その他の入場者が利用する場所は、床面における全般照度が 20 ルクス以上を確保できるものとする。	条例 2-(9)ア	○	○	○	○	○	
	観覧場内は、興行時間中においても床面における全般照度が 0.2 ルクス（観覧場内の出入口および非常口にあつては、0.5 ルクス）以上を確保できるものとする。	条例 2-(9)イ	○	△	△	△	△	
便所	適当数の入場者用便所を設け、常に清浄な水が供給できる流水式手洗設備を設けること。	条例 2-(10)	○	○	○	○	○	
	男子用および女子用に区別した水洗式便所であること。	細則 5-1-(1)	○	△	△	○	○	
	床面および内壁は、耐水性の材料を用い、清掃を容易に行うことができる構造であること。	細則 5-1-(2)	○	○	○	○	○	
	便器の数の合計は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる数以上であること。	細則 5-1-(3)	○	△	△	○	○	
	観覧場の定員区分(人)							便器の数
	定員 ≤ 100							3 個
100 < 定員 ≤ 500	3 + (定員 - 100) × 3 / 100 個							
500 < 定員 ≤ 1,500	15 + (定員 - 500) × 2 / 100 個							
1,500 < 定員	35 + (定員 - 1,500) × 1 / 100 個							

維持管理の基準

基準	根拠	常設	仮設	臨時	野外		
					A	B	
全体管理	興行場の周囲および内部は、常に清潔に保つこと。	条例 3-(1)	○	○	○	○	○
	ねずみ、昆虫等の発生および侵入の防止ならびに定期的な駆除は、規則で定めるところにより行うこと。	条例 3-(2)	○	△	△	△	△
	ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所および侵入経路ならびにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、必要な措置を講じること。	細則 6-1-(2)	○	△	△	△	△
	便所は、常に清潔に保ち、防臭のための適切な措置を講じること。	条例 3-(5)	○	○	○	○	○
	座布団等およびこれらの保管設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。	細則 6-3-(1)	○	○	○	○	○
	清掃用具等およびこれらの保管設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。	細則 6-3-(2)	○	○	○	○	○
	ごみは、適切に処理し、ごみ箱およびごみの集積場は、常に清潔で衛生的に保つこと。	細則 6-3-(3)	○	○	○	○	○
空気環境	観覧場、ロビーその他の入場者が利用する居室の空気環境は、規則で定める基準により調整すること。	条例 3-(3)	○	○	○	△	△
	炭酸ガスの含有率は、100 万分の 1,500 以下であること。	細則 6-2-(1)	○	○	○	△	△
	浮遊粉じんの量は、1 m ³ につき 0.2mg 以下であること。	細則 6-2-(2)	○	○	○	△	△
	空中落下細菌（生菌）数は、標準寒天培地を入れた内径9cm のペトリシャーレを5分間露出し、37℃、48 時間培養において 50 個以下であること。	細則 6-2-(3)	○	○	○	△	△
	空気調和設備を設けている場合は、前3号に定めるもののほか次の基準によること。	細則 6-2-(4)					
	温度は、17℃以上 28℃以下とし、冷房する場合は、外気との温度差は著しくしないこと。	細則 6-2-(4)ア	○	○	○	△	△
	相対湿度は、30%以上 80%以下であること。	細則 6-2-(4)イ					
	気流は、毎秒 0.5m 以下であること。	細則 6-2-(4)ウ					
測定は、必要に応じ実施し、その実施記録を2年以上保存すること。	細則 6-2-(5)	○	△	△	△	△	

維持管理の基準

基準	根拠	常設	仮設	臨時	野外		
					A	B	
照明設備	照明設備は、定期的に保守点検し、前条第9号アおよびイに規定する照度を保つよう管理すること。	条例 3-(4)					
	観覧場、ロビー、便所、廊下、階段その他の入場者が利用する場所は、床面における全般照度が 20ルクス以上を確保できるものとする。	条例 2-(9)ア	○	△	△	△	△
	観覧場内は、興行時間中においても床面における全般照度が 0.2 ルクス（観覧場内の出入口および非常口にあっては、0.5 ルクス）以上を確保できるものとする。	条例 2-(9)イ					
その他	1回の興行時間が2時間 30分以上に及ぶときは、おおむね2時間 30分について 10分以上の休憩時間を設けること。ただし、換気を十分に行い、衛生上支障がない場合は、この限りでない。	条例 3-(6)	○	○	○	○	○
	定員を超えて入場させないこと。	細則 6-3-(4)	○	○	○	○	○
	入場者の衛生を保持するため、必要な注意事項を場内の適当な場所に掲示すること。	細則 6-3-(5)	○	○	○	○	○
	事故等に備えて、救急医療品および衛生材料を備えておくこと。	条例 3-(7)	○	○	○	○	○
	案内員その他直接入場者に接する従業員の衣服は、常に清潔に保つこと。	条例 3-(8)	○	○	○	○	○

条例：大津市興行場法施行条例

細則：大津市興行場法施行細則

